	添加物	内容量
ロ　使用した衣又は皮の原材料は、「衣」又は「皮」の文字の次に、括弧を付してその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、別表第三の冷凍めん類の定義の項の1に掲げるものにあっては「めん」の文字及びめんの名称に付する括弧を省略することができる。 ハ　使用しためんの原材料は、「めん」の文字の次に、括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、別表第三の冷凍めん類の定義の項の1に掲げるものにあっては「めん」の文字及びめんの名称に付する括弧を省略することができる。 二　冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュバーグ又は冷凍フィッシュボールにソース又は具を加えたものにあっては、ソースの原材料又は具の原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、別表第三の冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュバーグ又は冷凍フィッシュボールにソース又は具を加えたものの定義の項の1に掲げるものにあっては「ハンバーグステーキ」、「ミートボール」、「フィッシュバーグ」又は「フィッシュボール」の文字の次に、括弧を付して「トマトピューレー、こしょう」、「砂糖」等と、具にあっては「具」の文字の次に、括弧を付して「チーズ、にんじん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「香辛料」にあっては、「香辛料」と表示することができる。 三　冷凍めん類に調味料又はかやくを添付した場合における調味料及びかやくの原材料は、調味料の原材料にあっては「つゆ」、「ソース」、「スープ」等の文字の次に括弧を付して「しょうゆ、こんぶエキス、砂糖」等と、かやくの原材料にあっては「かやく」、「具」等の文字の次に括弧を付して「かまぼこ、わかめ」等と、それぞれその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。 四　加熱調理用の食用油脂は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。	1　使用した添加物を、第三条第一項の表の「添加物」の項の一及び二の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 一　原材料名の項一の表の「添加物」の項の一及び二に掲げる場合において、原材料名の表示に併せて添加物を表示するときは、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの並びにめん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものに区分して、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあっては、それぞれ「めん」、「ソース」、「調味料」、「かやく」、「つゆ」、「スープ」等の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。 2　1の本文の規定にかかわらず、添加物を、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの、めんの原材料に添加したもの並びにめん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものに区分して、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあっては、それぞれ「めん」、「ソース」、「調味料」、「かやく」、「つゆ」、「スープ」等の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。 二　一に掲げる場合以外の場合にあっては、原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 一　原材料名の項一の表の「添加物」の項の一及び二に掲げる場合において、原材料名の表示に併記して、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの並びにめん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあっては、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。 二　原材料名の項一の表の「添加物」の項の一及び二に掲げる場合において、原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュバーグ又は冷凍フィッシュボールにソースを加えたものにあっては、内容量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。

名称	原材料名	添加物
チルドハンバーグステーキ	「チルドハンバーグステーキ」又は「チルドハンバーグ」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであって、原材料の食肉としてのみを使用したものは「チルドハンバーグ（ビーフ）」、「チルドハンバーグ（ポーク）」、「チルドハンバーグ（チキン）」又は「チルドハンバーグ」（チルドハンバーグステーキ（チキン）」又は「チルドハンバーグ（チキン）」等と表示する。	使用した原材料（ソース又は具を加えたものにあっては、ソース又は具を含む。）を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。 一　ソース及び具の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「牛肉」、「豚肉」、「粒状植物性たん白」、「パン粉」、「アーモンド」、「食塩」、「牛肉エキス」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ロ　使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。）、つなぎ（又は野菜等（食肉の種類以上であり場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」、「食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「野菜等」（「野菜」のみを使用した場合は、「野菜」）、「パン粉」、「でんぷん」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ハ　使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ニ　魚肉は、イの規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧を付して「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもって、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 三　具を加えた場合における具の原材料は、「具」、「付け合わせ」等の文字の次に、括弧を付して「チーズ、ベーコン」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。	次に定めるところにより表示する。 一　使用した添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料名の表示に併記してはならないものにあっては、ソースの原材料に添加したもの及び具の原材料に添加したものにあっては具の原材料名の表示に併記して、それぞれ第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。